

東海ゴム工業株式会社

1. 環境マネジメント

(1) 環境方針

当社では、環境を経営の重点課題の1つと認識し、下記の環境方針を実現するため、環境マネジメントシステムを構築し、環境保全活動を積極的に推進しています。

環境方針

基本方針

当社は、環境保全を重視し社会の要請やルールに沿った活動を実践する企業として、製品開発・設計・調達・生産・物流・販売・廃棄の全ての活動にわたって、「MOTTAINAI」と「OMOIYARI」の精神で取り組みます。

また、社会に貢献する活動を実践する精神のもと地球環境保全に貢献し、持続可能な社会の構築を目指します。

行動指針

環境保全活動を全社の企業文化として定着させ、全従業員が活動に参加します。

TRIグループが一体となってグローバルな環境保全活動に取り組みます。

国・地方公共団体などの環境法令を遵守するだけでなく、自主的な改善計画を策定し環境負荷を低減させます。

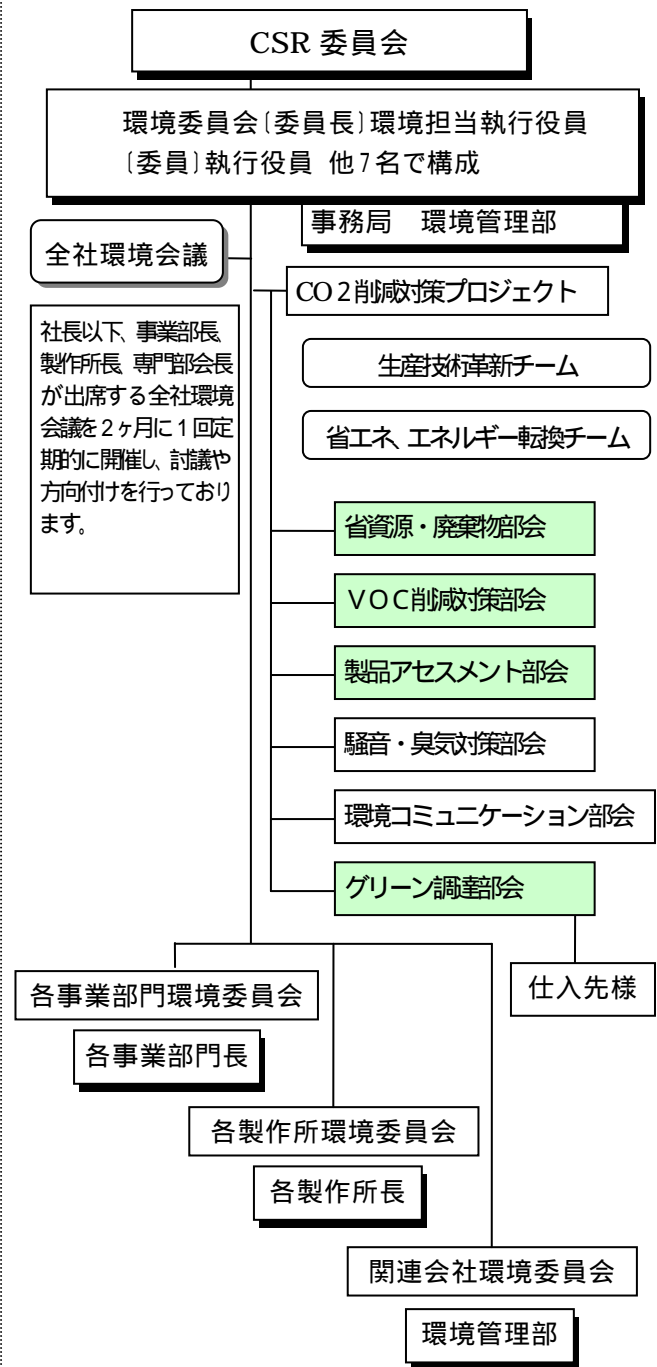
環境課題に目的・目標を設定し計画的・継続的改善に取り組みます。

環境負荷の少ない製品、生産方式等の開発に取り組み、より積極的な環境保全活動を進めます。

環境に関する情報公開を進め、地域・社会との環境交流を推進します。

(2) 環境保全体制

環境保全活動は下記の体制で推進しており、化学物質の管理・削減は、製品アセスメント部会、グリーン調達部会、省資源・廃棄物部会、VOC削減対策部会を中心に活動しています。



(3) ISO14001 (環境マネジメントシステム) 登録状況

当社は、1999年～2002年にかけて、四製作所ごとに認証取得し活動していましたが、2007年9月に全社で統合しました。(登録番号: JQA-EM0408)

2. 化学物質管理の取組み

(1) 当社の化学物質管理

当社は、自動車用部品、事務機器用部品、産業用製品など幅広いゴム、樹脂製品を製造し、社会に提供しています。上記製品を製造するためにいろいろな化学物質を含む原材料等を使用していますが、**地域社会への汚染防止、職場の安全性、製品安全性**それぞれに対して適切な管理を実施し化学物質がもつ有害性を最小限にすることに努めています。

管理化学物質の制定

当社は、現在298物質群の化学物質を管理対象に制定し、化学物質の管理・削減に取り組んでいます。対象化学物質は、欧州のELV指令*1、RoHS指令*2や、国内法規制、お客様からの要求をふまえ、開発部門、設計部門の代表者で構成する全社組織（製品アセスメント部会）で適宜審議し決定しています。当社では使用を制限する化学物質をリスト化（TSR*3対象物質）し、それら化学物質を設計段階から、使用・含有させないことを目的として、製品アセスメント部会を中心にしくみを構築し、グリーン調達基準とあわせて運用しています。

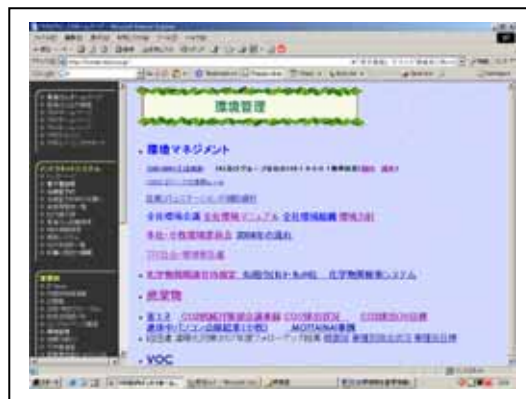
*1 ELV...End-of Life Vehicles ヨーロッパ(EU加盟国)における廃車規制

*2 RoHS...Restriction of Hazardous Substances 電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令

*3 TSR...当社が指定する環境負荷物質

情報の共有

社内関係者が同じ情報を共有し、必要な人が必要なときに、必要な情報を得られるように、化学物質に関する社内規定、法規情報、既存調達物品の化学物質含有情報などは、社内のイントラネットに掲載しており、常に最新の情報を提供しています。



グリーン調達

当社は、**禁止物質**（工程使用・含有禁止）**監視物質**（時期を決めてより安全な物質への代替をする）、**管理物質**（含有量管理）に分類し、仕入先様と協力して有害化学物質を含まない原材料等の調達に取り組んでいます。

社内審査

当社は、量産用原材料・副資材類を使用、購入する場合、事前審査許可制度を採用しています。化学物質含有情報、安全衛生情報等を仕入先様に提出いただき、使用部門と社内専門部門が審査し、有害性の高いものは購入しないしくみです。どうしても有害な化学物質を使用せざるをえない場合は、性状変更、設備改造、取扱い方法、保護具、等などの対策をとるよう指導を徹底しています。



基準適用猶予；期日を決めて代替品への切替をはかる

(2) 客先への非含有保証

当社の製品は、世界各地でグローバルに生産され、客先に納入されています。そのため製品に関しては、東海ゴムグループ共通の基準・ルールを設定し、お客様へ規制物質が流出しないための取組みを進めています。正確で迅速な製品非含有保証をするため、ルールの徹底、維持と各部門の役割、運用方法について改善を継続しています。

(3) 社内教育

全員教育と全員参加活動(MOTTAINAI)

化学物質管理の重要性について、製品アセスメント部会が中心となり、2007年度には、設計部門だけでなく、営業部門、製造部門など全スタッフ約1000名に対して教育を実施しました。また新入社員研修でも同様な教育を実施し、啓発に努めています。これらの教育活動は、今後も継続して実施していく予定です。

全員参加活動では、エネルギー及び資源の有効利用アイデアを全社員から募集し、効果のあるアイデアを実施する MOTTAINAI 活動を2006年より開始しています。その中から、化学物質使用量削減につながるアイデアも多数、提案されています。



(4) 有害化学物質の使用量削減の活動

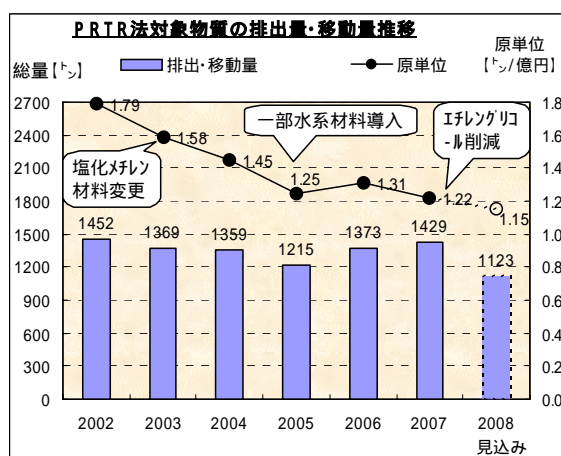
塩素系溶剤などの一部の有害化学物質は、廃止に向けて全社組織である製品アセスメント部会、VOC削減対策部会で方針を作成し

活動しています。方針を具体化するために関連部門と協議し、目標、日程を設定し、定期的に進捗を把握、課題を共有し推進しています。

3. 取組み結果

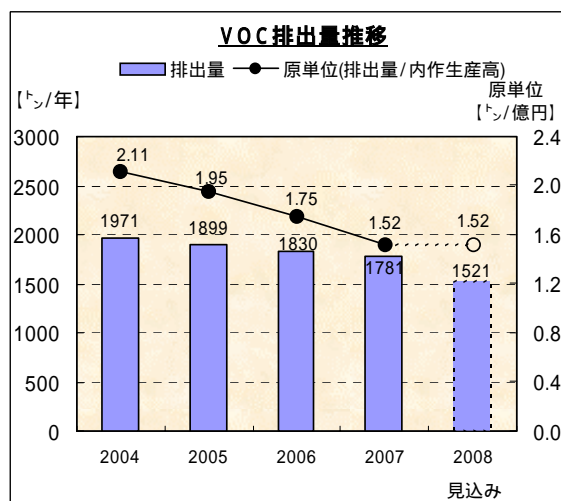
化学物質の使用量削減活動の結果、PRTR法対象物質・VOC排出量は下図のような推移になりました。

(1) PRTR法対象物質の排出量、移動量推移



PRTR法対象物質削減として、2003から2005年にかけては塩化メチレンの全廃、水系材料の一部導入により、排出・移動量及び原単位を下げました。2007年から2008年にかけては生産技術革新により、エチレングリコールを削減しました。

(2) VOC排出量推移



VOC排出量削減では、2004年から本格的に取組み、塗料や接着剤の塗布方法の見直し、揮発抑制策、水系材料の導入などにより着実に効果をあげています。

(3) 削減事例

主な削減事例の内容は下表のとおりです。

実施年度	化学物質	方法	削減内容	削減量[トン/年]
2003～2005	塩化メチレン	材料変更	P R T R対象外の材料に変更、かつ回収	92(全廃)
2003～2005	キシレン	材料変更	水系塗料を一部採用	13
2004	DOP (フタル酸系の可塑剤)	材料変更	ゴム配合見直しで削減	4
2007	エチレングリコ-ル	生産技術革新	廃液を工程内再利用	102
2008	トルエン	生産技術革新	揮発部位を密閉し、揮発防止	67

(4) P R T R 集計結果 (2007 年度)

2007年度のP R T R届出対象となった物質は下表のとおりです。

化学物質名	移動量 廃棄物	排出量 [TON]		
		大気	水域	土壌
トルエン	75.40	852.00	0	0
エチレングリコ-ル	204.00	0	0	0
キシレン	5.04	142.00	0	0
エチルベンゼン	0	41.00	0	0
アンチモン及びその化合物	9.19	0	0	0
N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾ-ルスルフェンアミド	11.90	0	0	0
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	8.40	0	0	0
ポリ(オキシエチレン) = アルキルエ-テル	2.30	0	0.18	0
亜鉛の水溶性化合物	2.10	0	0.21	0
アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)	3.12	0	0	0
ビスフェノ-ルA型エポキシ樹脂(液状)	1.76	0	0	0
ニッケル化合物	0.45	0	0	0
チウラム	2.77	0	0	0
- カプロラクタム	0.23	0	0	0
ジフェニルアミン	0.30	0	0	0
2-イミダゾリジンチオン	0.35	0	0	0
鉛及びその化合物	0.01	0	0	0
エチレングリコ-ルモノメチルエ-テル	2.70	13.00	0	0
N-Nジメチルホルムアミド	2.30	11.18	0	0
アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.16	0.00	1.70	0
デカプロモジフェニルエ-テル	0.02	0	0.01	0
ヘキサメチレンテトラミン	0.05	0	0.05	0
ジラム	0.21	0	0	0
ポリ(オキシエチレン) = ノニルフェニルエ-テル	0.76	0	0	0
合計	333.51	1059.18	2.15	0

4 . 今後の進め方

新たな化学物質規制強化(欧州のREACH規則、P R T R法改正など)に対応して、化学物質管理の取組みを見直し、対象化学物質の管理・削減を更に進めていきます。